

東松山市自治会連合会高坂丘陵支部規約

(目的)

第1条

この東松山市自治会連合会高坂丘陵支部は、丘陵地区自治会の相互に共通する事案について連絡協議し、丘陵地区住民の福祉及び親睦の増進と共に自主的防災組織の構築を図り、もって健全なる地域社会の形成を目的とする。

(名称・委員・組織)

第2条

1. この東松山市自治会連合会高坂丘陵支部(以下 会支部と称す)は、第2条2項の10自治会を以って組織し、各自治会正副会長2名及び会支部推薦の見識者(10自治会員)により構成し東松山市自治会連合会高坂丘陵支部委員(以下 委員という)とする。
2. 組織自治会 桜山台北、桜山台南、白山・松風台、旗立台、桜山台東、四季の丘、エステ松風台、旗立台南、松風台、パークス松風台

(事務所)

第3条

この会支部の事務所は支部長宅に置く。

(事業)

第4条

この会支部は、第1条に規定する目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1)自治会相互の連絡を密にし、この会支部の円滑な運営を図る。
- (2)東松山市並びに関係行政機関と協議し、民意の反映に努める。
- (3)その他目的達成のために必要な事項

(役員)

第5条

この会支部を運営するために委員の中より次の役員を置く。

- | | | | |
|----------------|----------------|----------------|-----|
| (1)支部長 | 1名 | 副支部長 | 数名 |
| (2)夏祭り実行委員会 | | | |
| 委員長 | 1名 | 副委員長 | 数名 |
| (3)スポーツ健康推進委員会 | | | |
| 委員長 | 1名 | 副委員長 | 数名 |
| (4)防災・防犯委員会 | | | |
| 委員長 | 1名 | 副委員長 | 若干名 |
| (5)環境委員会 | | | |
| 委員長 | 1名 | 副委員長 | 若干名 |
| (6)総務 | 1名 | 総務・書記副担当 | 1名 |
| (7)書記 | 1名 | | |
| (8)会計 | 1名 | 会計副担当(夏祭り特別会計) | 1名 |
| (9)監査 | 別途「会計監査規定」で定める | | |

(役員を選任)

第6条

役員は第2条の委員の互選による。

(役員の仕事)

第7条

1. 支部長は、この会支部の会務を総理し、会議の議長となる。
2. 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故ある時または支部長より委嘱があった場合は、その職務を代行すると共に、目的達成のために必要な会支部の決定事項を執行する。
3. 総務は、研修会の企画実行を担当この会支部の総会資料の作成、会支部の広報を執行する。
4. 会計は、この会支部の会計の収支と夏祭りの特別会計の収支を行う。
5. 書記は、この会支部の連絡、議事録の作成、庶務等の会務を執行する。
6. 各委員会の委員長は、各委員会会務を執行する。
7. 各副委員長、各副担当は、委員長、担当に事故ある時はその職務を代行する。

(委員・役員の任期)

第8条

1. 第2条の委員及び第5条の役員の任期は、第12条に定める総会の翌日から次の総会日までの1年間とする。
2. 委員及び役員の再任は、妨げない。但し、通算8期を超える場合は会長会議で審議する。
3. 補充によって選任された委員及び役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第9条

1. 支部長が必要と認めるときは、会議に諮って顧問を委嘱することができる。
2. 顧問は、重要な会務に関し支部長の諮問に応じ、会議に出席し意見を述べることができる。ただし、顧問は評決に対し議決権をもたない。
3. 各役員は、任期満了後1年間は、必要に応じ、顧問として後任役員を補佐する。

(専門委員会)

第10条

支部長が認めるときは、会議に諮って専門委員会を作ることができる。

(会議)

第11条

1. この会支部は、委員を構成員とした会議を設ける。会議は第12条の総会付議事項を除き、この会支部の会務執行に関するすべての事案について審議決定する。
2. 会議は支部長が招集し、原則として2ヵ月に一回定例会議を行うほか、支部長が必要と認めるときは臨時に開催することができる。

(総会)

第12条

1. この会支部は、年1回通常総会を開催し、次の事項を付議しなければならない。
但し、非常変災等やむを得ない状況が生じ、総会を招集する事ができない場合は、書面による審議の上、書面表決にて決議する事ができる。
 - (1) 支部規約の制定及び改廃に関する事。
 - (2) 事業計画及び予算に関する事。
 - (3) 事業報告及び決算の認定に関する事。
 - (4) 役員を選任に関する事。
 - (5) その他、本会支部運営につき重要と認められる事項。
2. 支部長または委員の2/3以上が必要と認めるときは、臨時総会を招集及び開催することができる。
3. 総会に当たっては、原則として開催日の7日前までに日時・場所・議題を告示しなければならない。
4. 通常総会は、支部長が招集し議長を務める。

(会長会議)

第13条

1. この会支部は、各自治会長を構成員とした会議を設け、特に協議を要する事項、及び支部長が必要と認めかつ緊急を要する事項について審議することができる。
2. 会長会議は、支部長が招集する。

(評決)

第14条

1. 定例・臨時会議及び臨時総会は委員、通常総会は新旧委員並びに会長会議は会長の各々過半数の出席をもって成立し、出席者の過半数の同意によって決する。
2. 各委員等の出席は委任状に替えることができる。
3. 書面表決における適用については、表決書面を提出した会員は会議に出席したものとみなす。

第15条

1. この会支部で必要とする経費は、会費、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。
2. 会費は年会費とし、1世帯当たり100円とする。
3. 事業を行うため、必要な臨時会費を徴収することができる。
4. 会費は、各自治会において徴収し、会支部に一括納入する。

(会計年度)

第16条

この会支部の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

附則

- この規約は、昭和63年8月1日から施行する。
この規約は、平成3年2月24日から施行する。
この規約は、平成4年4月19日から施行する。
この規約は、平成7年3月26日から施行する。
この規約は、平成8年3月30日から施行する。
この規約は、平成9年3月29日から施行する。
この規約は、平成10年3月28日から施行する。
この規約は、平成12年4月9日から施行する。
この規約は、平成20年4月20日から施行する。
この規約は、平成21年4月26日から施行する。

この規約は、平成22年4月29日から施行する。
この規約は、平成24年4月1日から施行する。
この規約は、平成28年4月23日から施行する。
この規約は、平成30年4月29日から施行する。
この規約は、令和3年4月24日から施行する。
この規約は、令和5年4月22日から施行する。
この規約は、令和6年4月20日から施行する。